

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|--|
| 担 当 課 | 健康福祉部長寿推進課 |
| 委託業務番号 | 令和4年度 長長第1047号 |
| 委託業務名称 | 長浜市生活支援コーディネーター設置事業業務委託 |
| 委託業務場所 | 長浜市八幡東町632 長浜市役所 |
| 業務の概要 | 長浜市生活支援コーディネーター設置事業業務 長浜市の市域全体及び小地域(長浜市地区社会福祉協議会区域の15区域)のそれぞれの活動範囲とする生活支援コーディネーターを配置し、相互の協力により、小地域協議体(高齢者の生活支援を視点に小地域の範囲で存する情報交換の場、地域づくりにおける意識統一を図る場となるものであり、地域的な活動を行う組織体)と緊密な連携体制を構築して、業務を遂行する。 |
| 履行期間 | 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 |
| 契約年月日 | 令和4年4月1日 |
| 契約額(税込) | 34,636,000円 |
| 契約の相手方 | [所在地又は住所] 長浜市湖北町速水2745番地 [商号又は名称] 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 |
| 契約相手方の選定理由 | 介護保険法第115条の45第2項第5号により市町村が行うものとして規定されている「生活支援体制整備事業」の中の「生活支援コーディネーターの配置」については、平成27年度から平成29年度までの3年間で実施(開始)することが義務付けられた。本市では、第9回長浜市高齢者保健福祉審議会(平成27年7月23日開催)において審議案件として提出したところ、審議会委員から、「取組の内容から、生活支援コーディネーターは(福)長浜市社会福祉協議会(地域福祉コーディネーターと一体的な活動を実施すべき)に設置すべき。」の意見が出るなど、市の考え方に賛同をいただき、確実な推進を求められた。これを受け、(福)長浜市社会福祉協議会との協議を行い承認を得るとともに、市議会において(福)長浜市社会福祉協議会への業務委託を行うことの説明を行ってきたものである。このようなことから、平成28年度より(福)長浜市社会福祉協議会へ委託をしており、地域へ継続的にかかわり体制整備を推進するため、引き続き委託先として選定するものである。 |
| 根拠規定 | <p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸)</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |